

# 学校のきまり

三原市立本郷中学校

(令和5年12月11日現在)

学校生活をよりよいものにするために、「生活三訓」を意識しよう。

「あいさつをする」「時間を守る」「身辺服装を整える」

## 1. 登下校について

### (1) 遅刻・欠席について

- ① 遅刻・欠席する場合は8：00までに「すぐー」で連絡すること。  
あるいは、7：30～8：00に保護者が電話連絡すること。
- ② 遅刻して登校したとき、早退で下校するときは、必ず、職員室によること。
- ③ 8：15までに提出物を出し、荷物を片付けて着席すること。

### (2) 登下校中の注意事項

- ① 学校指定の制服・通学用靴で登下校する。ただし、部活動の活動前、活動後は部活動の服装で登下校してもよい。
- ② 登下校時に、友達の家・商店などへの立ち寄りや買い食い、自動販売機等の利用をしない。校外での部活動の練習試合や大会に参加したときも同様。

### (3) 自転車通学について

- ① 自転車通学希望者は、「自転車通学許可願」を提出する。
- ② 許可された場合には、「自転車番号シール」を自転車後輪の泥除けの良く見えるところとヘルメットの後部に貼る。
- ③ なんらかの事情で別の自転車を利用する場合には、登校直後にその理由を申し出る。
- ④ 「自転車番号シール」がはげたり、自転車そのものを変えたりする場合には、新たなシールを貼る。
- ⑤ 学校からの距離が片道1.5kmを超えるもの。
- ⑥ 通学路を必ず通る。
- ⑦ 通学用鞆は、荷台に荷ひもでくくりつける。赤カバンは前カゴに入れる。
- ⑧ 自転車は、校内自転車置き場の決められた場所に駐輪する。
- ⑨ 雨天時は、指定の雨カップを着用する。
- ⑩ 他の生徒に自転車を貸さない。
- ⑪ 本校が許可する自転車の車種と型式
  - ・自転車の色は特に指定しないが、夕暮れ時の安全の観点からシルバー系を推奨する。ただし、スポーツタイプの自転車は禁止。
  - ・水平ハンドルとする。ドロップハンドル・アップハンドルは禁止。
  - ・スタンドは、両立（直立）のものとする。傾斜駐輪するものは禁止。
  - ・前にかご、後ろに荷台のあるもの。
  - ・鍵、ライト、ベル、ブレーキ、反射器等安全のための付属品が装備しているもの。

- ⑫ 自転車通学時の二人乗り・ヘルメット不完全装着・通学鞆の後部荷台のゴム紐不着・一時停止違反・並進走行・通学路違反等の違反はしない。
- ⑬ 違反をした場合、自転車通学の停止期間は、1年間を通して、違反1回目は保護者連絡、違反2回目は3日間、違反3回目は1週間、違反4回目は1か月、違反5回目は1年間(学年末)とする。停止期間中は学校で自転車を預かる。
- ⑭ 休業日(土・日・祝日・長期休業中)の部活動参加時については、自転車通学規定を遵守することにより、全校生徒に自転車通学を認める。部活動参加等の登下校についても同様に指導する。

## 2 頭髪・服装について

### (1) 頭髪

- ① 頭髪は衛生的で学習の場にふさわしい髪型を基本とする。
- ② 左右非対称な髪型・極度に段のついた髪型・刈り上げた下の髪に上の髪をかぶせる髪型・モヒカン・剃りこみ等の特異な髪型にはしない。
- ③ 前髪は目にかからないようにする。後ろ髪は両肩のラインより伸びたら耳よりも下で一つか二つにくくる。ヘアピン(アメリカピンのみとしパッチン止めは禁止)・ゴムの使用を認める。ただし、ゴムの色は黒、紺、茶で飾り等のないものにする。
- ④ パーマ・茶髪等の染色・脱色及び整髪料使用しない。

### (2) 服装・身だしなみ

- ① 季節に応じて各自で判断し、学校指定の制服を着用する。ただし、制服の下は、学校指定のネーム入り長袖・半袖ポロシャツを着用すること。
- ② 制服を着用しないときは学校指定のネーム入り長袖・半袖ポロシャツを着用する。
- ③ 学生服・学生ズボンは標準マーク入りのものとする。変形制服は認めない。
- ④ 靴下は白・黒・紺色の無地単色で、長さはくるぶしが完全に隠れるものとする。ワンポイントや特異な形のは禁止とする。
- ⑤ 通学靴は、白単色のスクールシューズでランニングシューズタイプとする。
- ⑥ ベルトは黒色とし、一段留めのもので飾りのついていないものとする。
- ⑦ 肌着は白色・ベージュ・グレーの単色を着用する。ハイネックの肌着は着ない。
- ⑧ 眉毛をいじらない。化粧をしない。ピアスの穴あけ、装着をしない。
- ⑨ 制服の下に着用するセーターやベストは、黒・紺の単色でVネックとする。
- ⑩ ウインドブレーカーは、学校指定のものを登下校・部活動時に使用する。兄弟等が使用していた学校指定ウインドブレーカーについては使用を許可する。学校指定の制服を着用しても寒いと感じたときに限り、制服の上にウインドブレーカーの着用を認める。
- ⑪ ネックウォーマー・手袋は、白、黒、紺、茶、グレー系のもの、デザインは派手な飾りが無いものにする。
- ⑫ タイツは着用してもよい。色はベージュ・黒色の単色。ただし、靴下を履く。
- ⑬ 体操服(半袖)や部活動の服はズボンに入れる。

- ⑭ 黒カバン・赤カバン・シューズ袋へのキーホルダー等アクセサリーの不要物を装着しない。また、教科書やノート、文房具類へのプリクラやキーホルダー等アクセサリーの装着も同様とする。

### 3 校内の生活について

- (1) 学校での学習や部活動に必要なものは、校内へ持ち込まない。  
例) エアガン・ナイフ類等の危険な不要物、タバコ等の未成年者に認められていない不要物・携帯電話(スマホ)・携帯ゲーム機・ゲームソフト・携帯音楽プレイヤー等電子機器、漫画、飴・ガム等の菓子類、飲食物等
- (2)ロッカー内は整理整頓をする。
- (3) 給食のきまり
- ① 給食当番以外の生徒は12:35までに手洗いを済ませ、自分の席で静かに学習もしくは読書をする。
- ② 給食当番は責任を持って、準備と片づけをする。
- (4) 保健室利用のきまり
- ① 原則、担任もしくは教科担任に申し出て、保健連絡票を持って来室する。
- ② 体調が優れず、休む場合は原則1時間のみ、それでも治らない場合は早退する。
- (5) 登校したら、カバンの荷物を机もしくはロッカーに収め、黒カバン、赤カバンをロッカーに入れ、提出物を提出して8:15までに着席をする。ただし、全校朝会のときは、8時5分までに整列し移動する。
- (6) 季節に応じて学校生活で使用するデオドラント製品及び保湿製品については、無色・無香でグロス・ラメ等入っていない製品を基本とする。制汗シート等については、使用禁止。
- (7) 授業中に私語・居眠り・手紙を回すなどしない。基本的に先生の指示のないことはしない。
- (8) 学習道具の貸し借りはしない。
- (9) 自分のものにはすべて名前を書く。
- (10) 暴言・暴れる・立ち歩き・勝手な退席・授業エスケープ・無断下校は絶対しない。
- (11) 試験中(小テスト等も含む)のカンニングや採点後の答案用紙書き換え等の不正行為をしない。

### 4 クロームブックについて

- (1) クロームブックは学習活動のために使用することが目的です。ゲームなど学習に関係ないことで使用しない。
- (2) 充電器は家で保管し、充電は必ず家ですること。
- (3) Chromebook は三原市からの貸し出しである。そのため、丁寧に扱うこと。
- (4) 授業中のみ先生の指示もしくは、先生の許可を得たとき、Chromebook の使用を認める。
- (5) (4)の時以外で使用したいときは、先生に必ず相談すること。
- (6) Chromebook にトラブル(機器の不良や紛失等)が生じた場合は、すぐに先生に知らせる。  
※故意に壊した場合は弁償となりますので、大切に使用する。

- (7) Chromebook はケースに入れて、登下校の時はカバンに収める。
- (8) Chromebook に私物の USB メモリやマウス等、別の機器の接続はしない。
- (9) 学習に関係のない情報の検索、不必要な（先生から指示されていない）写真や動画の撮影・閲覧、SNS アプリやオンラインショップの利用を行わない。
- (10) 新たなアプリケーションのダウンロードや今入っているアプリケーションの変更や削除を行わない。

## 5 部活動について

- (1) 入部は任意とする。
- (2) 学校規定の体操服（制服）、学校規定の靴下（ソックス）を着用する。ただし、部活動で認められたものに限る。また、活動中に更衣が必要な部活については、白色で胸にワンポイントまでの半袖・長袖シャツ(Tシャツ)に限る。
- (3) 半袖体操服、部活動指定のTシャツ等の裾は、ズボンの中に入れる。
- (4) 新年度の最初に部活動に所属する生徒全員「入部届」を提出する。転部をするときには「転部届」を提出する。退部するときには「退部届」を提出する。

## 6 校外の生活について

- (1) 外出する際には、保護者に行き先、目的、同伴者、帰宅時間などを告げて、許可を得る。
- (2) 生徒同士の夜間外出や外泊はしない。
- (3) 映画館やボウリング場などの遊技場、カラオケボックスやゲームセンター等へ行く場合は保護者同伴とする。 ※広島県青少年健全育成条例では、青少年の23時から6時までの外出は制限されており、違反した場合は補導の対象となる。
- (4) 反社会的行動は、絶対にしない。

※反社会的な問題行動とは、万引き・喫煙・暴力行為・いじめ行為・器物損壊・窃盗・恐喝・家出・夜間徘徊・不純異性交遊・脅し行為等の異常な迷惑行為・携帯電話（スマホ）等でのメールや SNS 等での誹謗中傷の書き込み・その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為である。